

緊急宿泊支援事業「ほっとステイ」実施要綱

平成 31 年 1 月 1 日

(目的)

第 1 条 この事業は、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、公的な制度やサービスを超えて地域住民のニーズに即した事業を推進することを目的とし、養護老人ホーム桑折緑風園（以下「施設」という）において、様々な要因により緊急避難的な支援が必要な高齢者等へ相談支援事業及び宿泊支援事業を無料又は低額で提供する事により在宅復帰、生活再建を図る。

(利用者)

第 2 条 この事業を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 桑折町に住所を有する 65 歳以上の者で、次の要件のいずれかに該当する者
 - ア 虐待などの理由により放置しておく生命の危急にかかわる切実な理由がある者
 - イ 住居立退きや生活困窮などの理由により住まいの確保が困難な者
- (2) 前号に規定する者に準ずると施設長が認めた者

(利用期間)

第 3 条 事業を利用することができる期間は連続して 7 日以内とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、施設長が特に必要があると認めたときは期間を延長することができる。

(利用の申込)

第 4 条 事業の利用を希望する者は『緊急宿泊支援事業「ほっとステイ」利用申請書(様式第 1 号)』により申請しなければならない。

(利用の決定)

第 5 条 前条の規定による申請があったときはその内容の審査を行い利用の可否を決定し、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(費用の負担)

第 6 条 この事業を利用した者は、利用に要する費用として日額 1,000 円を負担しなければならない。

- 2 利用期間が 7 日間を超えて利用した者は、年金等の収入や必要経費とみなされる支出に応じて費用を負担しなければならない。
- 3 施設長が特に必要があると認めたときは、第 1 項又は第 2 項に規定する額を減額し、又は免除することができる。

(利用の停止等)

第 7 条 施設長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業の利用を停止することができる。

- (1) 施設内の風紀をみだし、他者に迷惑をかけたとき。
- (2) 施設内のルールを守れないとき。
- 2 施設長は前項の規定に基づく決定をしたときはその旨を当該利用者に通知するものとする。

附 則

この事業は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。